

委託業務 概要書

市長	副市長	総務部長	部長	企画監	課長	課長補佐	係長	審査	設計	係員	
***	***			***							
執行年度		令和7年度									
業務名		稲敷市桜川総合運動公園野球場屋外照明・スコアボード配線復旧工事実施設計業務 起工設計書									
履行場所		稲敷市柏木4-5 稲敷市桜川総合運動公園野球場									
施工方法		請負			原契約年月日 令和 年 月 日						
履行期間		契約締結の翌日から			から			令和 年 月 日			90日間
請負人											
費目		起工		第1回変更		増減(△)		変更請負に付する業務価格 =変更積算業務価格×請負比率 請負比率= $\frac{\text{起工時の請負決定額}}{\text{起工時積算額}}$ (小数第7位切り捨て6位止め) 変更積算業務価格 円 請負比率 変更業務価格 円			
起工額		円									
請負に附する額 又は請負額		円									
業務価格		円									
測量試験費 又は工事雑費											
消費税相当額		円									
請負決定額											
業務概要											
内容				数量							
稲敷市桜川総合運動公園野球場屋外照明・スコアボード配線復旧工事実施設計: 一式											
変更理由	----- ----- -----										

配置図



●マンホール — ケーブル

仕 様 書

- 1 業 務 名 稲敷市桜川総合運動公園野球場屋外照明・スコアボード配線復旧工事実施設計業務
- 2 業 務 施 設 稲敷市柏木4-5 稲敷市桜川総合運動公園野球場
- 3 履 行 期 間 契約締結日の翌日から90日間
- 4 業 務 概 要 屋外照明・スコアボード設備屋外配線の復旧工事を行うための電気設備設計及びそれに伴う改修設計を行う。
- 5 業 務 仕 様 本仕様書に記載されていない事項は、「電気通信施設設計業務共通仕様書」国土交通省大臣官房監修（最新版）による。

(1) 一般事項

- ア 現地調査を充分に行い、工事着工後に支障のない設計を行うこと。
- イ 受託者は、最新事例などの情報収集に努め、コスト縮減・工期短縮等の技術的提案をし、耐久性・利便性・施工性・環境・メンテナンスなどの面からも比較検討等を行い設計に当たること。
- ウ 施工上必要と認める一切の設計を含むものとする。
- エ 本工事に必要となる図面等を作成、費用算出のうえ、工事に係る工程計画を作成すること。
- オ 委託者の要望を充分にヒアリングし、その内容を精査したうえで図面作成、工事費積算を行うこと。
- カ 関係機関への届出等を必要とする場合は、必要な書類作成及び届出等を行うこと。
- キ 設計にあたっては、建築基準法関係法令等に適合するよう設計すること。
- ク 積算基準及び公共工事標準仕様書については、（社）公共建築協会発行の図書（最新版）を使用するものとする。
- ケ 既存建物に係るアスベスト調査については別途扱いとするが、調査対象物がある場合は、委託者に報告し適切な対処方法を検討し工事費の算出に反映すること。
- コ 業務にあたっては、委託者と十分な打合せを行うとともに、疑義等が生じた場合は、速やかに連絡し指示を仰ぐこと。

(2) 部外折衝等

受託者は、本業務の実施にあたり部外折衝を行う必要が生じた場合は、速やかに委託者に文書で報告し、委託者の指示を仰ぐこと。

(3) 打合せ議事録

業務の各段階における計画案ができたとき、または特に必要と認められるときは、委託者の確認を受けること。その協議内容については、その都度議事録を整理して提出すること。

(4) 審査

ア 受託者は、本業務を行ううえで、技術資料等の諸情報を活用し、十分に比較検討を行うことにより、高い業務の質を確保するとともに、十分な審査を行い、設計図書等に誤りのないよう努めること。

イ 受託者は、業務が終了したときは、委託者に業務完了届を提出するとともに成果品を提出し委託者の審査を受けること。

ウ 業務終了前であっても、委託者から成果品の全部又は一部の提出を求められた場合は、その時点における成果品の全部または一部を提出すること。

(5) 軽微な変更

受託者は、委託者から設計条件・設計図書に関する軽微な変更の指示があった場合は、契約条件の変更なくこれに応じることとする。

(6) 中立性及び秘密の保持

受託者は、常に設計者としての中立性を保持するとともに、業務上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

(7) 設計完了後の業務

設計業務完了後、提出された設計図書等に誤記や不明確な点が認められたときには、速やかに修正及び補足図面等を作成すること。

(8) 受託者責任範囲

ア 本仕様書は主要事項のみ示しているものであり、明示していない事項で当然実施しなければならないものについては、受託者の責任で実施するものとする。

イ 監督職員の指示には誠意をもって対応すること。

(9) 貸与品

本業務のために必要な設計図書等の資料で、委託者が貸与可能なものは貸与ものとする。

(10) 提出書類

- | | |
|-----------------------------|-----|
| ○実施設計報告書（A 4判） | 1 部 |
| ・建物概要 | |
| ・工程計画表 | |
| ・金入り内訳書（積算資料、建設物価、見積書、代価表等） | |
| ・金抜き内訳書 | |
| ・内訳明細書（代価表、拾い、見積、数量調書） | |
| ・現場調査写真 | |
| ・打合せ記録簿 | |
| ・建築基準法関係法令に基づく必要な手続き書類 | |
| ○原図（A 1判、特記仕様書含） | 一式 |
| ○設計図製本（A 1判、二つ折り） | 1 部 |
| ○画像データ（PDF、Excel形式、電子媒体CD） | 一式 |
| ○CAD データ（JWW、DXF形式、電子媒体CD） | 一式 |
| ○その他委託者が指示するもの | |

